

静岡県監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年7月5日

静岡県監査委員	渡邊芳文
静岡県監査委員	山下和俊
静岡県監査委員	良知淳行
静岡県監査委員	阿部卓也

第1 監査の概要

令和6年6月10日に実施した出先機関に係る監査である。

出先機関に対しては、静岡県監査委員監査基準に基づき、財務監査及び行政監査を実施した。財務監査は、収入及び支出の状況（非常勤職員報酬、職員手当、普通旅費、需用費、役務費、委託料、工事請負費、原材料費、公有財産購入費、補償、補填及び賠償金、備品購入費、補助金の状況等）並びに財産管理の状況に重点を置いて、行政監査は、重点的に実施している事業の実績や成果、課題などに重点を置いて実施した。財務監査及び行政監査は、法令に適合し適正に行われているか、経済的、効率的かつ効果的に実施されているか、県の組織及び運営が合理的であるかなどの視点から、定期監査として実施した。

第2 定期監査の結果

- 1 監査結果がある機関 該当なし
- 2 監査結果がない機関

【出先機関】

- (1) 田方農業高等学校（監査実施日 令和6年6月10日）
- (2) 三島南高等学校（監査実施日 令和6年6月10日）
- (3) 清水東高等学校（監査実施日 令和6年6月10日）
- (4) 清水西高等学校（監査実施日 令和6年6月10日）
- (5) 静岡高等学校（監査実施日 令和6年6月10日）
- (6) 掛川東高等学校（監査実施日 令和6年6月10日）
- (7) 掛川西高等学校（監査実施日 令和6年6月10日）
- (8) 池新田高等学校（監査実施日 令和6年6月10日）
- (9) 浜松江之島高等学校（監査実施日 令和6年6月10日）
- (10) 浜松特別支援学校（監査実施日 令和6年6月10日）
- (11) 静岡中央警察署（監査実施日 令和6年6月10日）
- (12) 静岡南警察署（監査実施日 令和6年6月10日）